大阪府死因調査等あり方検討会設置要綱

（目的）

第１条　府域における公衆衛生の向上に資することを目的とした死因調査のあり方について、必要な意見を幅広く求めるため、大阪府死因調査等あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（委員）

第２条　検討会の委員は、学識経験者、医師会、医療関係者、府警本部、検察庁、その他大阪府において死因調査等を実施する機関の関係者を充てる。

２　委員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

３　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（検討会）

第３条　検討会は、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課（以下「保健医療企画課」という）が必要に応じて招集する。

２　検討会に会長１名及び副会長１名を置き、会長が議長となる。

３　保健医療企画課は、必要があると認めるとき、関係者の出席を求めることができる。

（謝礼金等）

第４条　委員及び関係者の謝礼金等の額は、日額六千円（交通費込み）とし、歳出科目は報償費とする。

２　委員及び関係者のうち公の経済（国、地方公共団体）に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（庶務）

第５条　検討会の庶務は、保健医療企画課において行う。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、保健医療企画課が定める。

附 則

この要綱は、平成２８年５月３０日から施行する。